

平成6年3月28日

答 申

1 当審査会の結論

本件異議申立ての対象となった「明科高等学校職員会議議事録（平成2年度、3年度生徒のバイク使用に対する取扱い、指導、討議資料、決定に関連した部分）」（以下「本件会議録」という。）は、個々の教師の意見を記した部分（別紙記載の部分）を除き、公開すべきである。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人は、実施機関が行った平成5年2月2日付け本件会議録についての非公開決定に対して、個人を識別できる部分を除き、これを公開することを求める異議申立てを行った。

3 当審査会の判断理由

当審査会は、審査に当たって、異議申立人及び実施機関から文書による意見、理由説明等を得、また、口頭意見陳述の機会を与えるなどして、公正な審査を行うように努めた。

その結果、当審査会は双方の主張について、個々の論点ごとに、審査、判断し、冒頭1に掲げる結論に達したものである。

(1) 長野県公文書公開条例の趣旨との関連について

異議申立人は、本件会議録の公開請求理由の一つとして、公教育で実施されている指導の内容を知らせることは、その公正を確保し進展させるために必要不可欠であることを挙げ、また、本件非公開決定は、条例が目的とする「県政に対する県民の理解と信頼を深め、公正な県政の一層の進展」に反するものである旨主張している。

これに対して実施機関は、職員会議での自由率直な意見交換を経て決定された内容とその根拠は、条例の目的に照らしてこれを明らかにする必要があるが、途中経過としての個々の教師の発言内容を公開することは、生徒指導に支障をきたすとともに、教師の自由率直な意見交換を損なうことになり、学校及び教師に課せられた教育責任の履行を妨げ、結果として県民の信頼に応えることにならないと主張する。

条例の目的が、県政に対する県民の理解と信頼を深め、公正な県政の進展を図ることであることは明らかであり、この趣旨に沿って条例は、第5条において公文書の原則公開を定めるとともに、第6条第1項において、他の公益等との調整等の観点から、公文書の公開を拒むことができる場合を定めたものと解される。この点からして、個

々の非公開決定の適否は、その決定が同項に該当するか否かにより判断するものとする。

(2) 条例第6条第1項第5号の該当性について

同号は、県の内部等での審議等に関する情報で、公開することにより当該審議等の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれがあるものについては、非公開とすることができる旨を定めたものである。

ア 「県の内部...における審議.....その他の事務若しくは事業に関する情報」の該当性について

職員会議は、校長が主宰する学校内部の会議であり、その会議録は「県の内部...における審議.....その他の事務若しくは事業に関する情報」に該当する。

イ 「公開することにより、当該審議等...の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれのあるもの」の該当性について

(ア) 本件会議録について

本件会議録は、明科高校における職員会議の記録である。同校においては、職員会議録の作成は、教師が当番制により記録を担当し、記録の形式や方法は記録者によって様々であり、総じて出席した教師が分かる程度にまとめられていると認められる。

なお、職員会議録に記載される個々の教師の発言は、当該職員会議としての意思形成の過程における情報として位置付けることができると解される。

(イ) 「著しい支障を生ずるおそれ」の認定基準について

異議申立人は「著しい支障を生ずるおそれ」について、埼玉県都市計画審議会会議録非公開処分に係る判決（昭和59年6月11日浦和地裁判決）を引用しつつ「おそれには明白な危険について具体性がなければならない。その判断根拠には客観性がなければならない」と主張する。

公文書の原則公開を旨とする条例の趣旨から、この「おそれ」は単に実施機関の主観において判断されるだけでは足りないと解するが、「著しい支障のおそれ」は、常に定量的に量れるものではなく、実施機関が挙げる個々の支障について当該公文書の内容等に照らして個別的に検討した上で判断することになる。

異議申立人が引用する浦和地裁判決中「...そのような危険が具体的に存在することが客観的に明白であることを要するといわなければならない」は、埼玉県行政情報公開条例第6条第1項第5号の規定の解釈について判断したものであり、同号は「公開することにより行政の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生ずることが明らかである情報」と規定している。他方本県条例はこれとは異なり「公開することにより当該審議等又は当該事務若しくは事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれのあるもの」と規定しており、この相違を考慮しないまま、同判決を本件に当てはめて主張するのは必ずしも妥当ではないと考える。

なお、公文書公開に伴う事務支障に関しては、いくつかの判決が出されているが、その判断はいずれも個々のケースに応じてなされたものであり、これらの判断から「著しい支障のおそれ」についての一律的な認定基準を読み取ることは困難である。

(ウ) 自由率直な意見交換が阻害されるおそれについて

実施機関は、職員会議において校長が最終の意思決定をするのに参考となる意見を徴するためには、教師の自由な発言の場を確保する必要がある、このような職員会議の性格上、その会議録を公開すれば教師の自由かつ率直な本音の部分での意見交換は阻害され、建前だけの議論になるおそれがあり、その結果、校長は必要とする意見が得られず、職員会議はその機能を失うおそれがあると主張する。

異議申立人はこれに対して、生徒にも父兄にも閉ざした中で行われる職員の自由かつ率直な意見交換などは、生徒からも父兄からも社会からも支持されないし職員にとっても自由なものとなり得ない旨主張するとともに、併せて自由率直な意見といえども、その討議が職務上のものであることにかわりはないこと、本件で公開を求めているのは、特定した具体的な一議題についての検討・運用状況の記録であり、会議への出席、発言でも傍聴でも、全ての公開でもないこと、本件においては自由率直な意見等を考慮して、管理職を除く発言者の氏名等の公開を要求していないこと等を述べている。

職員会議においてその会議録が後に公開されることを前提としたとき、教師は何らかの心理的圧迫を受け、発言を控えたり、建前だけの発言になるおそれがあることは一般論として経験的に予測できるところである。しかし、このおそれは職員会議の性格から一様に導き出されるものではなく、その程度は当該職員会議の議題、討議内容、発言内容等により差異があると考えられる。また、会議録に発言者名が記載されていないなかったり、発言者名を伏せて公開する場合には、一般にはそのおそれが小さくなると考えられるところである。無論、この場合においても教師は、発言内容等によっては自己の発言であることが識別される不安感を持ち、その結果、自由率直な意見交換が阻害されるおそれがある場合も十分予測できるところである。

以上の観点から検討すると、本件会議録には、個々の教師の意見を記した部分（以下「意見の部分」という。）と、その他の部分（議題、討議経過、事実等を記した部分。）とがあると認められ、意見の部分については、発言者名は記載されていないものの、公開を前提とした場合には、教師は心理的圧迫を受け、自由率直な意見交換が阻害されるおそれは大きく、その他の部分についてはそのおそれは小さいと考えられる。

(エ) 生徒に誤解・混乱を与え、生徒指導に支障を生ずるおそれについて

実施機関は、職員会議での個々の教師の発言は途中経過の議論として位置付けられるものであり、これを公開すると、個々の発言内容ばかりがいたずらに注

目されることになること、生徒指導に関する討議では多様な意見が出されること、特に生徒のバイク通学等の許可については、個々の生徒の具体的な状況を考慮して総合的な判断がなされていること、本件会議録は参加者が分かる程度にメモ的にまとめられているため公開すると発言や討議の内容を文脈から切り離して歪めて伝えることになることの三点を根拠に、本件会議録を公開すると生徒に誤解や混乱を与え、今後の教育活動に著しい支障を生ずるおそれがあると主張し、さらに、学校における指導方針やきまりについて、生徒の納得と理解を得るという観点からは、職員会議録の公開よりも、生きた言葉による話し合いや議論を通してこそ深まると主張する。

これに対して異議申立人は、実施機関が挙げる理由は、県政の他分野はともかく教育については逆であり、むしろ実施機関がすべきことは、生徒が知ることによって成長と教育に資するような真剣かつ多面的な生徒指導討議を学校に保障し実現することであること、生徒指導方針等の検討内容等を知ることが、障害になるどころか、理解を深め、教育的意義を持ち、実行は自主的なものとなること、また、認識の違いから誤解の生ずる可能性を認めつつ、もし、誤解を生じた場合には、その認識の違いを埋め理解を進めることは教育の重要な一環であること、さらに、実施機関の挙げる の根拠に対しては、会議録の作成状況を非公開理由とすることは不合理であることを主張する。

生徒指導のあり方一般に関してどちらの主張が正しいかについては、当審査会が判断するのは必ずしも適当ではないと解され、ここでは、公開に伴う支障に限定して検討することとする。

職員会議録を公開した場合、生徒に誤解や混乱を与え、生徒指導に支障を生ずるおそれがあることは、一般論として考えられるところであるが、これが認められるか否かは具体的な記載内容を含めて判断すべきものと解される。

このような観点からすると、実施機関の挙げる前記 及び の各根拠は、何れも職員会議一般の性格又はバイク指導を討議する職員会議の一般的発言内容を前提としているものと見られ、これらの根拠からただちに公開に伴い生徒に誤解や混乱を与え、今後の教育活動に著しい支障を生ずる支障のおそれを認めることは困難と考えられる。

本件会議録について、その具体的記載内容に照らして検討すると、意見の部分については、これを公開すれば、学校としての的確な生徒指導を確保する観点から実施機関が主張するとおり、支障を生ずるおそれが認められる。

これとは別に、実施機関が挙げる の根拠については、本件会議録の作成状況からすると、これを公開した場合、誤解・混乱を与えるおそれが全くないとはいえないが、これにより今後の教育活動に支障を生ずるおそれがあるとまでは認められない。

以上により、本件会議録のうち意見の部分（別紙記載の部分）については、これを公開することにより以降の職員会議の運営及び生徒指導に著しい支障を生ずるおそれ認められ、同号に該当し、その他の部分については該当しない。

#### 4 審査経過

平成5年3月5日 諮問

平成5年3月30日 審議

実施機関からの諮問経過聴取

平成5年5月10日 審議

実施機関からの事情聴取

平成5年6月23日 審議

異議申立人からの事情聴取

平成5年10月20日 審議

平成5年12月20日 審議

平成6年3月14日 審議

別 紙 （非公開部分）

開催年月日	箇所
平成 2 年 6 月 20 日	「 1 . 生徒指導について」中、「その他（ 3 ）」
平成 2 年 6 月 26 日	「別件・」